

令和4年台風第15号に伴う災害における住宅の応急修理実施要領

(令和4年9月29日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、令和4年台風第15号に伴う災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた静岡県内の市町は、沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士宮市、富士市、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町の18市5町である（令和4年9月23日適用）。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ①当該災害により半壊若しくはこれに準ずる住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住家被害を受けた者

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※被害が一部損壊の場合は、対象とはならない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

- ②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

- ③応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

ただし、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対しては、賃貸型応急住宅の提供が可能な場合がある。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

①当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は、準半壊の場合は318,000円以内、それ以外の場合は655,000円以内とする。

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

ただし、会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

4 手続の流れ

(1) 静岡県から事務委任を受けた市町（以下、「市町」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは次ページのとおり。

(2) 市町は救助実施記録日計票を整備し、毎日、静岡県へ報告する。

(3) 市町は救助の種目別物資受払状況、住宅応急修理記録簿、住宅の応急修理のための契約書、設計書、仕様書等住宅の応急修理関係支払根拠書類を整備し、救助事務完了後、静岡県へ報告する。